

**第13回“日本の食品”輸出EXPO千葉県ブース設営・管理業務
委託仕様書（公募用）**

1 業務の名称

第13回“日本の食品”輸出EXPO千葉県ブース設営・管理業務

2 目的

県及び成田市では、県産農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、「第13回“日本の食品”輸出EXPO」に千葉県ブースを共同出展する。

本業務は、当該展示会における千葉県ブースの出展に係る各種調整及び設営等について、出展者と来場者の商談促進を目的に実施する。

【「第13回“日本の食品”輸出EXPO」概要】

会 期：令和8年11月11日（水）～13日（金）

会 場：東京ビックサイト

主 催：RX J a p a n 合同会社

共 催：独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

協 力：農林水産省

事務局：RX J a p a n 合同会社（“日本の食品”輸出EXPO事務局）

東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲

八重洲セントラルタワー11階

(TEL：03-6739-4133 / E-mail：jpfood.jp@rxglobal.com / URL：www.jpfood.jp)

3 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 業務実施方針

- ・ 千葉県ブースは、県、成田市の2者で共同出展。
 - ・ 小間数の総計は、計3小間（県2小間、成田市1小間）。
- なお、成田市が出展する1小間については、角小間となる。

- ・ ブース内の出展事業者については、県及び成田市がそれぞれ募集・選定を行う。
 なお、千葉県分（2小間）は4子出展者（以下、「子出展者」という。）、成田市分（1小間）は「成田市公設地方卸売市場」として本事業への参画希望があった場内事業者（以下「団体」という。）を取りまとめて出展する。
- ・ 出展料（展示小間料金、EXPO MASTER 利用料）については、県及び成田市がそれぞれ主催者へ支払う。
- ・ 受託者は、千葉県分2小間に出席する各子出展者（4事業者）に対し、子出展者負担金として100,000円（税込）を請求・徴収し、本事業の費用に充てること。
 （なお、成田市分1小間の出席団体については、出席者負担金の請求は行わない。
 また、子出展者負担金は、県が子出展者を決定した後に、受託者が各出席者へ請求するものとする。）

5 委託業務の内容

下記（1）、（2）の業務を行うこと。なお、実施に当たり以下の点に留意すること。

- ・ 本業務の実施に当たっては、「第13回“日本の食品”輸出EXPO」（以下「展示会」という。）を主催する“日本の食品”輸出EXPO事務局が定めるルール（装飾規定、出展マニュアル等）に従い、千葉県、成田市及び主催者と十分に連携を取り、円滑に実施すること。
- ・ 千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」を使用する場合には県の関連規定に従うこと。（参考URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/miryoku/chi-ba-kun/designsiyou.html>）

（1）「第13回“日本の食品”輸出EXPO」における千葉県ブースの設置・運営

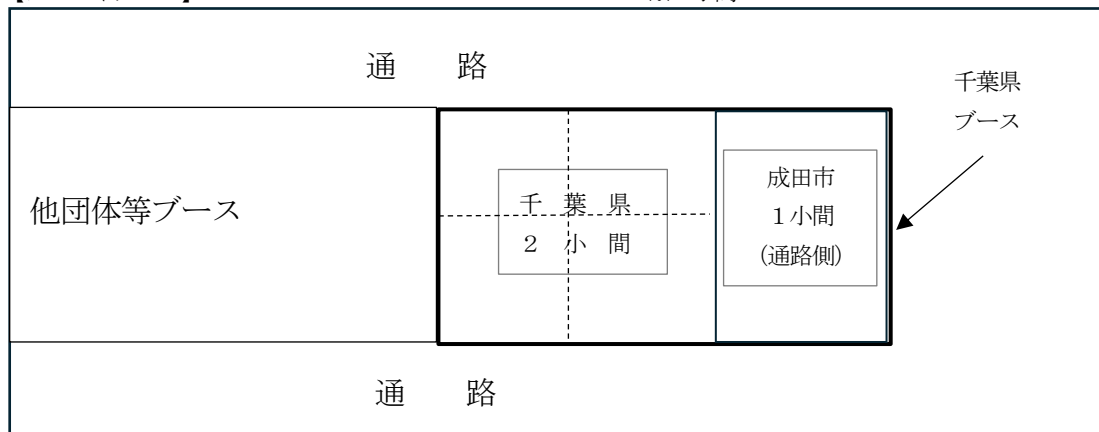
ア ブースの設置・装飾

受託者は、以下のとおり県が指定する展示会内の県が指定するスペースにブースを設置し、会期終了後の撤去を行う。

- ・ ブースの大きさは、3小間（1小間スペース：6.0m×2.7m＝16.2㎡）を予定の上、敷地渡しとする。（各子出展者の位置については、県と協議の上、決定する。）

【ブースイメージ】

※1小間スペース=6.0m×2.7m=16.2㎡



- ブースの設置・運営に必要な資材、什器等の備品は、受託者が賃借等により手配すること。
- 間仕切り壁、バックパネルを設置し、底面はカーペットで敷き詰めること。
なお、千葉県分の2小間は、1小間あたり2子出展者が等分で出展できるよう区分すること。
- 社名が各通路面から直ちに分かるようにすること。社名の表記方法は、県と協議するものとする。
なお、成田市は、社名版を設置すること。
- ブース全体を照らすように、照明を設置すること。
- 県及び成田市を紹介するパネルを1枚以上製作すること。
なお、製作するパネルは日本語及び英語表記を予定しているが、最終的なデザイン等は、受託者決定後、県及び成田市と協議の上、決定する。
- 「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」、「成田市観光キャラクター うなりくん」、「成田市公設地方卸売市場」のイラスト・ロゴを、ブース内デザインとして目立つ場所に1か所以上配置すること。
なお、デザインの図柄等は県及び成田市と協議の上決定することとし、当該イラスト・ロゴの電子データは県から提供する。
- 来場者の視認性および訴求力を考慮したデザインとし、ブース全体に統一感を持たせること。

イ 備品・什器等

- ・ 次の備品・什器等を用意すること。

【千葉県分】

- ① 商談用机1台、椅子4脚以上 4セット
- ② カタログスタンド 4台
- ③ 受付カウンター（引き出し付） 4セット
- ④ ゴミ箱 4セット
- ⑤ 手洗い場 1台

【成田市分】

- ⑥ 商談用机1台、椅子4脚 1セット
- ⑦ カタログスタンド 2台
- ⑧ ゴミ箱 2個
- ⑨ 冷凍ショーケース 外寸W900*D900程度 1台
- ⑩ 冷蔵ショーケース 外寸W900*D900程度 1台

- ・ ブースに出展する団体等が決まった後、冷蔵・冷凍ケース等の要望や給排水使用、通信回線準備等が発生した場合は、手配・準備すること（子出展者が要望する各種の手配・準備に要する費用は、当該子出展者に対して別途請求できるものとする。）。
- ・ 各子出展者・団体分の電源（1団体等あたり100V用コンセント2穴以上）を使用しやすい位置に設置し、費用は委託料に含めること。

ウ ブース設営・管理に係る主催者側等への調整、通訳手配

- ・ 受託者は、ブース運営に当たり、主催者、保健所、税務署等への各種申請手続きが必要な場合には、受託者の責任において、遺漏のない対応をとること。なお、申請等に必要の手数料等の費用は委託料に含むこと。
- ・ 各子出展者・団体に対し、ブース設営・管理に係る必要な調整などを行うこと。
- ・ ブース設営・管理に係る、主催者側への各種支払業務（時間外作業料、床復旧協力費、追加電気工事・電気使用料、給排水工事・水道使用料、通信回線料、リース備品使用料等）を行うこと。

- ・ 海外バイヤーとの商談時の日英逐次通訳（成田市においては日英中）を千葉県分に4名、成田市分に1名手配すること。

- ① 手配期間：令和8年11月11日（水）～13日（金）10時～17時
- ② 商談内容を正確に通訳することが可能なビジネスレベルの者であること。
- ③ 日本語が母国語またはネイティブレベル（流暢かつ適切なコミュニケーションが取れる）であること。
- ④ 食品分野に関する知識を有する者、あるいは同分野に関する商談通訳経験者が望ましい。

また、国内または海外における展示会出展者の通訳業務の経験者が望ましい。

エ ブースの維持管理

- ・ 受託者は、ブース内の美化に努めるとともに、ブース内で出たゴミの処理を行うこと。
- ・ 会期中のブース全体の管理（破損個所の補修等）、照明・電気設備等の調整などを行うこと。
- ・ ブースを管理する上で必要な備品、消耗品（手洗いソープ、食器用洗剤、スポンジ等含む）を調達・準備すること。
- ・ 設営時及び会期中に、運営のため明らかな改善等が必要となった場合は、県及び成田市の指示に従い対応すること。
- ・ 会期中は上記の業務に対応するためのスタッフを常駐させること。

オ ブース撤収

- ・ 会期終了後、ブースの撤収作業を行うこと。
- ・ ブース撤収時に発生するゴミの処理を行うこと。

（2）その他の独自提案事項

（1）の業務と合わせて実施することにより、本業務の目的をより効果的に推進する独自の提案があれば行うこと。

なお、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

6 報告書の作成

事業完了時に、下記（１）～（３）及び各事業の実施内容等をまとめた報告書を作成し、電子データにて県及び成田市に提出すること。

（１）記録写真等

５（１）、（２）により実施した内容が分かるよう、写真等により記録すること。

（２）掲載記事の収集

本業務を通じて、メディア等の掲載情報があるか確認の上、確認された場合は収集すること。

（３）制作物

制作物については、印刷用電子データ（A I 等）で県に納品すること。

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- ・ 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県及び成田市に無償で譲渡するものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

なお、県及び成田市は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。

- ・ 県及び成田市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

- ・ 本業務の受託者は、県及び成田市の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

8 運営及び管理

(1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に県及び成田市と必要な協議及び打合せを行うとともに、県及び成田市の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

また、県及び成田市が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

(2) 業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。

なお、責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県及び成田市に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県及び成田市担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。

また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

(4) 経費

県及び成田市が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、会場使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

9 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負う。

10 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業者及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

11 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

12 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合、あらかじめ県及び成田市と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県及び成田市と受託者で協議の上、決定する。

(5) 事業内容の変更又は中止

委託契約締結後、自然災害等の影響で事業内容の変更又は中止が生じる可能性がある。この場合の委託費用の取り扱いに関しては、事業の進捗状況に合わせて県及び成田市と受託者において協議の上決定する。

(6) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県及び成田市と協議すること。